

2014年12月25日

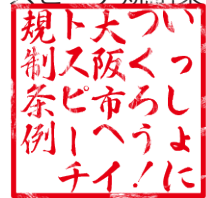
大阪市長
橋下 徹 様

大阪市人権施策推進審議会
憎悪表現（ヘイトスピーチ）に対する大阪市として取るべき方策検討部会
会長・部会長 川崎 裕子 様

連続学習会&ワークショップ
「いっしょにつくろう！大阪市ヘイトスピーチ規制条例」

呼びかけ人共同代表

菅 充行（弁護士）
在間 秀和（弁護士）
田島 義久（弁護士）
養父 知美（弁護士）
金 尚 均（龍谷大学教授）
（事務局）



文公輝（多民族共生人権教育センター）
〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27
Tel06(6715)6600 FAX06(6715)0153

要望書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、いわゆるヘイトスピーチ問題に関して積極的な議論を進めておられることに敬意を表します。

さて、私たちは本年9月より、大阪市で頻発するヘイトスピーチによる被害を防止し、「大阪市人権尊重のまちづくり条例」が謳う「自由、平等で公正な社会」の実現と「人権尊重の社会づくりを推進」するための条例案を市民の立場より検討してまいりました。条例案の骨子をとりとめることができましたので、提出させていただきます。あわせて次の点を要望いたします。

1. 貴市として取るべきヘイトスピーチ対策について、十分検討を重ねて頂きたいと存じます。

検討にあたっては、差別・人権問題にとりくむ基本的姿勢として、差別実態の調査を十分に行うことが必要と考えます。特に在日コリアンをはじめとするヘイトスピーチによる被害当事者の意見を、更に重ねて聴取して頂くことも重要です。資料として、NPO 法人多民族共生人権教育センターがおこなった生野区在住（在勤）の在日コリアンを対象とした「ヘイトスピーチ被害の実態調査」第2次中間報告を添付いたしますので、ご参照下さい。

2. ヘイトスピーチ規制条例を制定することを検討してください。

私たちは、蔓延するヘイトスピーチによる被害を防止し、「自由、平等で公正な社会」の実現と「人権尊重の社会づくりを推進」するためには、今、条例に基づく何らかの規制措置が定められることが必要と考えます。私たちが検討してきた「ヘイトスピーチ規制条例」の骨子案を添付いたしますので、その趣旨をご採用賜れば深甚に存じます。

上記のとおり要望いたしますので、よろしくご検討賜りますようお願い申し上げます。

謹白